



組合員と住宅生協の相互コミュニケーション誌

快適住まい

さいたま
住宅生協
2013.5
No.81

発行・さいたま住宅生活協同組合 〒330-0062 さいたま市浦和区仲町2-10-12 048-835-2801



さいたま住宅生協創立20周年

盛大に
レセプション

設立の原点に立つて

さいたま住宅生協20周年記念式典が、1月18日夜、さいたま共済会館で行われました。式典には、生協関連組織をはじめとする各界の方々と、住宅生協協力業者代表、住宅生協設立発起人、総代ら92名が参加しました。

オープニングは、劇団前進座の針谷理繪子さんの口上で幕開け、ウクライナ出身のナターシャ・ゲジーさんにによる歌とバンドウーラ演奏に、原発の被爆体験トークをおりませたステージは、参加者の胸を打ち、深い感動に包まれました。

式典では、本山理事長が創立当時を振り返りながら、生協の

精神で、価格も工事も安全・安心を保証するシロアリ消毒事業の展開で県民の信頼を高め、組合員を拡大して現在の礎を作ったこと。最近では医療生協との協同で、高齢者専用賃貸住宅を建設し、社会貢献事業も進めていることなどを紹介しつつ、20年記念事業の二つとして竣工された、小川町後藤邸DVDが上映されました。司会は結成総会同様のご縁で、埼玉合唱団の小山真理子さんがつとめました。

来賓の各氏がそれぞれの立場から激励と祝辞を述べました(別項4頁)。小町誠三業者会会長による乾杯、歓談とすすみ、20周年記念事業の二つとして竣工された、小川町後藤邸DVDが上映されました。司会は結成総会同様のご縁で、埼玉合唱団の小山真理子さんがつとめました。

3氏に感謝状と記念品

住宅生協の事業発展に貢献された3氏に感謝状と記念品が贈呈されました。

眞理子さん

小町 誠三さん

小林 美智子さん

住宅生協の事業発展に貢献された3氏に感謝状と記念品が贈呈されました。

小町 誠三さん

小林 美智子さん

組合員
越谷市在住・住宅生協利用回数26回

組合員
さいたま市緑区在住・住宅生協利用回数25回



小町誠三さん
小林美智子さん



小町誠三さん
小林美智子さん

組合員の声に応えて

事業改善に着手

まず、2013年完成の新築、リフォーム、塗装工事から実施し、それ以前の建築現場も計画的にアフターケアを実施します。

新築

築後3ヶ月、1年、2年、5年、10年等を目安に設計者、施工者、住宅生協本部事務局の3者によるアフターケアを行います。

増改築

工事後3ヶ月、3年、5年を目安に関係業者と本部職員が連携してアフターケアを行います。



塗装

工事後3ヶ月～5年点検アフターフォロー訪問を関係業者と本部事務局が連携して行います。

シロアリ防除

従来通り無料定期点検で安心を提供します。定期点検ハガキを大いに活用して下さい。

完成後10数年経た家

住まいの潜在的要望に応えて関係業者と本部職員が連携し、営業を兼ねて10年、20年経た家もアフターケアを行います。

4月から実施

3割以上が
アフターケアを
希望

アフターケアは
生協本来の仕事

昨年春実施した住まいアンケートには、793名中179名の方々から、厳しい指摘や改善点、要望提案など、今後の事業に生かすべき、貴重な意見が寄せられました。要望・提案の中で最も多かったのが、アフターケア、アフターサービスを求める声でした。この声に応えることこそ、住宅生協本来の重要な仕事です。組合員の声に応えて、4月からアフターケアの充実に取り組みます。

現場重視の 事務局推進体制

協力業者と住宅生協事務局が一体となった体制でアフターケアをすすめます。アフターケア推進に当たる3人の本部職員です。



蟹澤 瞳
住宅生協常務理事
1級建築施工管理技士
2級建築士

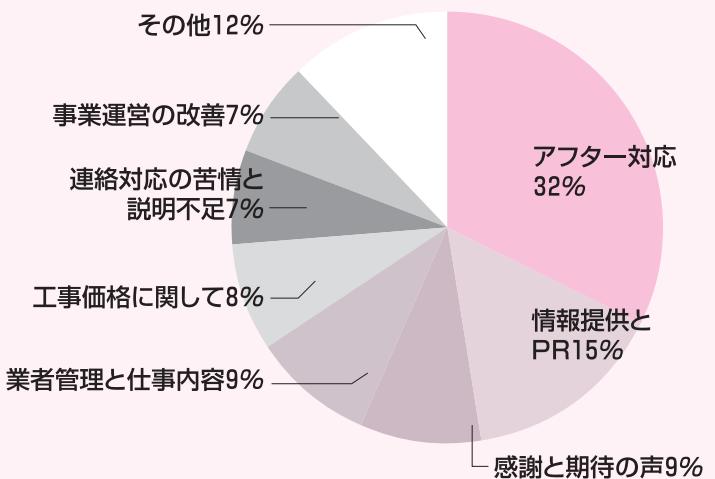


永島秀夫
住宅生協施工管理部
2級建築士



土井賢吉
住宅生協営業課長
増改築アドバイザー

住宅生協への意見・要望



- 工事後2～3ヶ月で連絡・アフターケアがあると親切だと思う。何か不都合やクレームがあったとき、生協だと一般業者より遠慮せずに話せると思う。
- 新築して7年が過ぎようとしている。家を修理する程ではないが、新築を手掛けた施工者として年に1回程度は訪問し、専門家の目で家の状態を見ることも、組合員との繋がりを強めていくことになるのではないか。
- アフターケアの充実に力を。年1回程度は訪問し、必要な工事や補修のアドバイスを。シロアリ消毒は連絡して見てもらっている。
- 住宅生協のイメージが薄い、今度のアンケートであらためて組合加入を知り依頼した工事を思い出した。たしか2～3年前に来訪されたように思うが、それ以来一度もなく、アフターにもっと力点を置くべきではないか。
- アフターケアが全く不足している。業者にアフターをやれと指示するだけでなく、住宅生協全体のシステムとして、全ての事業にアフターケアが実行されるよう早急に改善すべきである。増改築や外壁塗装した後に、「その後いかがでしょうか」とハガキ一枚くるだけ大きな違いがある。かゆいところに手が届くようなアフターシステムを構築してほしい。
- ペアガラス工事完了後、約1年経過したが現在までアフターケアは1度も無い。このような住宅生協の態度は生協の設立趣旨である組合員の経済福祉向上を図る精神に反すると思う。地元の工務店の方がアフターサービスは充実していると実感している。

アフターサービスを求める声



INFORMATION

住まいの日

憲法96条問題がにわかに国民的課題になってきました。私たちが、いまの憲法を考える上で避けて通れないのが、68年前に終結した戦争の経験です。太平洋戦争では2千万人のアジア国民と3百万人を超える日本国民が犠牲になりました。戦争を戦って国民に良い面があったのか、何もなかったのではないでしょうか。

国民は飢餓に苦しみ育ち盛りの子供が空腹に耐えられず盗み、泥棒、中には自殺して幼い命を失いました。さらに多くの家庭では鍋・釜・農器具類まで戦争のための飛行機や武器の材料に強制的に拠出させられた経験を思い出す人も多いと思います。

日本国民は、この戦争で、広島・長崎に原子爆弾を落とされ、さらに戦後もマグロ漁に出かけた漁民がビキニ島でアメリカの水爆実験で三度めの被爆をしました。憲法問題の狙いは、自衛隊を国防軍にして徴兵制度を引き戻す国にすること、外国へ侵略できるよう憲法で保障するのが目的です。また、日本周辺で起きていたる国境問題に軍事的に対応できる国にすることです。平たく言えば隣近所の境界線をめぐる問題のとき、武力を背景に話合っても喧嘩になるだけです。日本も日米安保条約をなくして憲法9条を守って行くことが本来の姿ではないでしょうか。

TPP参加に反対し、食とくらしを守る5.17埼玉県民集会

日 時：2013年5月17日(金)
10:00～12:00
会 場：さいたま市「浦和コミュニティセンター」10階 多目的ホール
内 容：講演『TPPと私たちのくらし』
講師 行友 弥(ゆきとも わたる)氏
〔株〕農林中金総合研究所・特任研究員、元毎日新聞社経済部編集委員

意見表明(参加団体より)

参加費：無料

主 催：埼玉県消費者団体連絡会ほか
(問い合わせ)

埼玉消団連「5.17TPP県民集会」事務局
さいたま市浦和区岸町7-11-5(埼玉県生活協同組合連合会内)電話048-844-8971

第49回埼玉県消費者大会

第1回プレ学習会

「なぜ、TPP加盟か?加盟で暮らしはどうなるか?」

日 時：5月23日(木) 10:00～12:00
場 所：浦和コミュニティセンター
第15集会室

定 員：120名・先着順・要申し込み
参加費：¥200

申込・問い合わせは下記までお願いします。
第49回埼玉県消費者大会事務局
(埼玉県生協連内)

TEL048(844)8971

FAX048(844)8973

第59回日本母親大会in東京

●1日目 全体会

2013年8月24日(土) 12時30分～17時
幕張メッセ・イベントホール(千葉市)
記念講演「憲法のいきづく国に—私たちに求められるものは」

●2日目 文科会

2013年8月25日(日) 10時～15時
日比谷公会堂、都内大学(予定)他
主催：第59回日本母親大会実行委員会
TEL.048-835-2801

埼玉県建築物安全安心推進協議会からのお知らせ

1 耐震診断耐震改修にかかる助成制度の利用拡大

埼玉県建築物耐震改修事業制度…埼玉県では多数の方が利用する民間建築物を対象に、耐震改修への補助制度を実施しています。

2 吹き付けアスベスト対策に係る助成制度の利用拡大

埼玉県民間建築物アスベスト対策事業制度…埼玉県では民間建築物に施工された吹き付けアスベスト等の除去等を促進するため、アスベスト含有吹き付け材の除去工事等に対する費用の補助を実施しています。

※住宅生協は消費者団体として協議会に参加しています

消費税率引き上げとともに条件付き緩和措置があります

消費税率引き上げに伴う経過措置があり、住宅の建替えや、増改築など長期的な工事など一定の要件を満たす請負工事には、2013年9月30日までに建築請負契約をした場合、工事の引渡し日が2014年4月1日を過ぎても、現行と同じ5%の税率が適用されます。

事務局からのお願い

★住所変更の際はご連絡をお願いします!

住宅生協では、組合員さんに年3回広報誌を送付させていただいておりますが、ご登録の住所に届かず返送されてしまう件数が多数あります。住所変更、電話番号の変更などございましたら、お手数ですが事務局までご連絡をお願いいたします。

連絡先

住宅生協事務局

TEL.048-835-2801

葬儀・仏事のことは全てサポートいたします。

ご使用になられた以外の請求は致しません。
ご安心の明瞭会計です。

家族葬

一般葬

親族葬



0120-37-0631

ご相談受付 午前9:00～午後5:00 緊急連絡24時間受付中

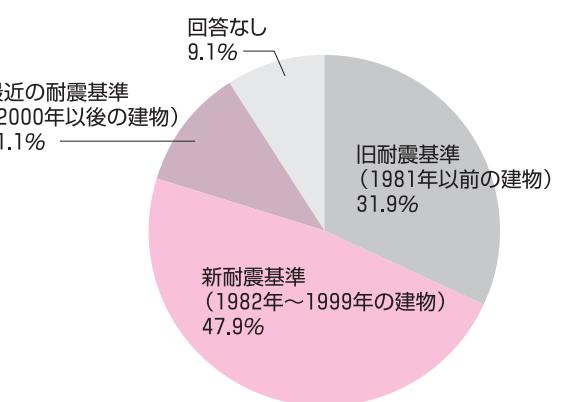
逝く人に家族と同じ心づかい
葬祭奉仕センター

れんじょうしゃ
(有)蓮淨社

〒330-0056 さいたま市浦和区東仲町8-19
電話048-886-5118 FAX048-881-2545
[厚生労働省認定・一級葬祭ディレクター店]

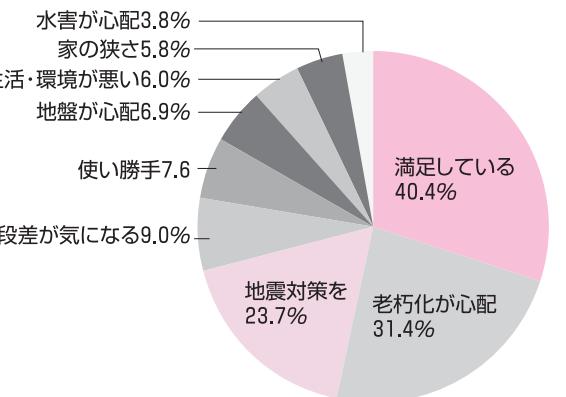
組合員アンケートに寄せられた声と要求

あなたの建物は



住まいの感じ方

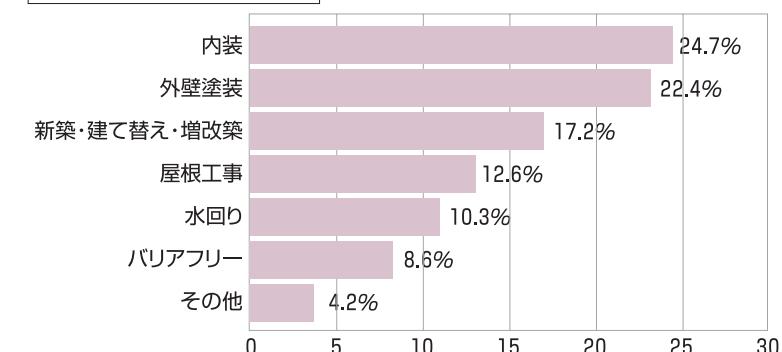
*複数回答



地震に備えて安全対策を
組合員の住まいアンケートには、6割の方が住まいの不安を持っています。快適な住まいを求める要求をたくさん持っていることが記されています。今まで、東日本大震災から2年たちましたが震災の傷跡は残ったままです。首都直下型や南海トラフによる大地震が予想され、4月13日には震度6弱が淡路島で、つづく17日は震度5強が二三宅島で発生しました。昨年春のアンケートでは、旧

981年以前の建物が31.9%にのぼりました。このデータを全組合員数で推計すると6県全体では74万戸) 旧建築基準によって建築された建物は耐震性が劣る可能性があります。まず耐震診断で住まいの耐震性を調べることが必要です。

リフォーム要求が7割



住宅生協の工事メニュー

工事名	工事内容
新築・増改築	ご希望とご予算に応じ、人に優しい住まいを提供します
耐震診断・耐震工事	耐震診断で住まいの耐震性を調べ、補強設計に基づいて工事に着手
シロアリ防除工事	シロアリ被害から住まいを守ります。無料定期点検で安心を提供
外壁塗装	外壁の塗り替えで住まいを長持ちさせましょう、10年位が目安
屋根工事	雨漏り改修、屋根葺き替え、雨樋取替え、屋根の断熱工事
内装工事	環境に優しいクロスの張替、和室左官壁の塗り替え
建具工事	外部建具工事、網戸張替え、ペアガラス工事、室内建具工事
障子・襖工事	障子、襖の張替
畳替え・表替え工事	自然素材をいかした畳替え、表替え工事、畳文化の粹を活かす
浴室トイレキッチン改修	快適な浴室とトイレ、機能的なキッチンをお届けします。
ハウスクリーニング	壁、床、エアコン、台所、トイレ、洗面所などのクリーニング
バリアフリー工事	段差解消、手摺取付け、ドアを引き戸に取替え等優しい住まいに
外構、造園、解体工事	門扉、塀、造園工事、建て替えの際の住宅解体工事
省エネ、エコ対策工事	太陽光発電システム、省エネ型給湯システムなど、省エネ工事
給排水設備工事、電気工事	下水工事、排水管・給水管工事、トイレの詰り、電気工事に対応

愛情とメンテが必要

組合員の住まいアンケートには、6割の方が住まいの不安を持っています。快適な住まいを求める要求をたくさん持っていることが記されています。

東日本大震災から2年たちましたが震災の傷跡は残ったままです。

首都直下型や南海トラフによ

第22回通常総代会

さいたま住宅生活協同組合「定款第51条」により、第22回通常総代会を開催します。

日時 6月29日(土)午後2時～5時
場所 さいたま共済会館

なお、総代のみなさんには別途通知されます。

第11期総代選挙公示

定款第52条(総代の定数)100人以上、150人以内、第56条(総代の任期は2年)と総代選挙規約第8条(総代の選挙区分及び選挙区の総代の数)、第10条(選挙権、被選挙権)にもとづき、次の通り公示します。

記

- 1.〈総代の定数〉 定款52条により120人とする。総代の選挙区と定数は別項の通りとする。
- 2.〈選挙権〉 総代選出の選挙権は2013年3月31日現在の組合員名簿に登録された者とする。
- 3.〈被選挙権〉 前項の総代の選挙権を持つ組合員で理事および監事、総代選挙管理人を除く。
- 4.〈選挙区〉 理事会の確認により9選挙区と全県区とする。(別項)
- 5.〈任期〉 2013年6月29日～12期総代が就任するまでの間。
- 6.〈総代立候補の受付期間〉
2013年5月16日午前9時～5月17日午後5時まで。

7.〈立候補を受け付ける場所〉

さいたま市浦和区仲町2-10-12
さいたま住宅生活協同組合内
総代選挙管理委員会 048-835-2801

- 8.〈総代選挙投票期間〉(定数を上回った選挙区で実施)
2013年6月10日午前9時～6月11日午後5時まで
以上
2013年5月1日

総代選挙管理委員会委員長 若林 博

選挙区別組合員数と総代定数

- ◇さいたま市地区(さいたま市全域)
組合員数3,180人 総代定数13人
 - ◇県南地区(川口市、蕨市、戸田市、新座市、朝霞市、和光市、志木市)
組合員数1,764人 総代定数7人
 - ◇中央地区(上尾市、桶川市、北本市、鴻巣市、北足立郡)
組合員数2,659人 総代定数11人
 - ◇西部地区(富士見市、ふじみ野市、川越市、坂戸市、鶴ヶ島市、東松山市、比企郡)
組合員数3,822人 総代定数15人
 - ◇西南地区(所沢市、入間市、狭山市、日高市、飯能市、入間郡)
組合員数3,130人 総代定数13人
 - ◇北部地区(本庄市、秩父市、深谷市、熊谷市、大里郡、児玉郡、秩父郡)
組合員数1,512人 総代定数6人
 - ◇東部北地区(行田市、羽生市、加須市、幸手市、蓮田市、久喜市、白岡市、北葛飾郡、南埼玉郡)
組合員数3,212人 総代定数13人
 - ◇東部南地区(春日部市、越谷市、八潮市、三郷市、草加市、吉川市)
組合員数3,923人 総代定数16人
 - ◇県外地区(東京、神奈川、千葉、群馬、栃木、茨城などの県外)
組合員数390人 総代定数2人
 - ◇全県区
組合員数23,592人 総代定数24人
- | | |
|-----------|---------|
| 組合員合計 | 23,592人 |
| 地区選出総代人数 | 96人 |
| 全県区選出総代人数 | 24人 |
| 総代人数計 | 120人 |